

○高岡市妊産婦医療費助成条例施行規則

平成17年11月 1 日

規則第90号

改正 平成20年 3 月25日規則第35号

平成30年 3 月30日規則第25号

平成31年 3 月29日規則第27号

令和 2 年 9 月29日規則第56号

(趣旨)

第1条 この規則は、高岡市妊産婦医療費助成条例(平成17年高岡市条例第121号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象の給付)

第2条 条例第2条第4項に規定する規則で定める給付とは、保険外併用療養費及び特別療養費の支給をいう。

(受給資格の登録申請)

第3条 条例第6条の規定による申請は、妊産婦医療費受給資格登録申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 医師の診断書

(2) 生計維持者の前年(第6条に定める有効期間が1月1日から9月30日までの間に新たに始まる場合は前々年)の所得又は課税の状況を証する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請に際しては、次に掲げる書類を提示しなければならない。

(1) 条例第2条第2項に規定する医療保険各法の規定による被保険者証、加入者証、組合員証又は被扶養者証(以下「保険証」という。)

(2) 母子保健法(昭和40年法律第141号)第16条に規定する母子健康手帳

3 受給資格の登録は、条例第7条に規定する助成の対象となる期間において継続するものとする。ただし、対象者又は生計維持者が条例第3条各号のいずれかに該当したときは、当該登録は取り消されるものとする。

4 市長が受給資格の確認のために必要と認める書類の提出を求めたときは、対象者は、速やかにこれを提出しなければならない。

(受給資格証等の交付)

第4条 市長は、条例第6条の規定により登録した者(以下「受給資格者」という。)に対し、妊産婦医療費受給資格証(様式第2号。以下「受給資格証」という。)に必要事項を記載して交付するものとする。

(出産したときの届出義務)

第5条 受給資格者が出産(流産及び死産を含む。)したときは、受給資格証に母子健康手帳(流産及び死産にあつては医師の証明書)を添えて、市長にその旨を届け出なければならない。

(有効期間)

第6条 受給資格証の有効期間の始期は、毎年10月1日とし、終期は、翌年9月30日とする。

2 前項の規定にかかわらず、新たに受給資格者となった場合における有効期間の始期は、受給資格者となった日とし、終期は、当該日以降最初の9月30日とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の受給資格証の有効期間の終期は、それぞれ当該各号に定める日とする。

(1) 受給資格者が他の市町村に転出した場合 本市に住所を有しなくなった日

(2) 受給資格者が死亡した場合 死亡の日

(3) 受給資格者が医療保険各法に基づく被保険者、組合員若しくは加入者の資格又は被扶養者の資格を喪失した場合 当該資格を喪失した日の前日

(4) 受給資格者が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護の決定を受けた場合 当該決定により保護を受けることとなった日の前日

(5) 10月1日から翌年の9月30日までの間に条例第3条第2号に該当することとなった場合 条例第3条第2号該当することが明らかになった日の属する月の末日

4 市長は、受給資格証の有効期間の終期(前項各号に該当する場合を除く。)において、第3条に規定する申請により受給資格の登録の確認を行い、当該登録が継続していると認めるときは、当該終期の翌日を有効期間の始期とする受給資格証を新たに交付するものとする。

(受給資格証の提示等)

第7条 条例第8条本文の規定により助成を受けようとする受給資格者は、医療を受ける際に、保険医療機関等に受給資格証及び保険証を提示しなければならない。

(助成額の審査及び支払事務の委託)

第8条 条例第8条本文の規定による保険医療機関等に支払う助成額の審査及び支払事務は、市長が富山県国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金に委託して行うものとする。

(療養費払)

第9条 条例第8条ただし書の規定による助成を受けようとする受給資格者は、妊産婦医療費(療養費払)助成申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、内容を審査し、当該申請に係る助成の額を決定して、申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第10条 受給資格者は、受給資格証に記載事項の変更があつたときは、保険証を添えて遅滞なく

市長に届け出なければならない。

(受給資格証の返還)

第11条 受給資格者は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに受給資格証を返還しなければならない。

- (1) 条例第3条に規定する対象者でなくなったとき又は同条各号のいずれかに該当したとき。
- (2) 受給資格証の有効期間が満了したとき。
- (3) 第12条の規定により、受給資格証の再交付を受けた後、失った受給資格証を発見したとき。

(受給資格証の再交付申請)

第12条 受給資格者は、受給資格証を破損し、又は紛失したときは、受給資格証再交付申請書(様式第5号)により市長に再交付の申請をしなければならない。

(添付書類の省略)

第13条 市長は、この規則の規定により申請又は届出に添えて提出する書類等について、対象者が証明すべき事項を市が保有する公簿等により確認することができるときは、当該書類等を省略させることができる。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の高岡市妊産婦医療費助成条例施行規則(昭和48年高岡市規則第32号)又は福岡町妊産婦医療費助成に関する条例施行規則(昭和48年福岡町規則第6号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成20年3月25日規則第35号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。

(受給資格証の有効期間)

- 2 平成20年3月31日以前に交付された受給資格証及び同年4月1日から9月30日までの間に交付される受給資格証は、同年9月30日をもって効力を失う。

(第2条の規定による経過措置)

- 3 この規則(第2条の規定に限る。以下同じ。)の施行の際、現にこの規則による改正前の高岡

市妊産婦医療費助成条例施行規則第3条の規定により登録を受けている者は、この規則による改正後の高岡市妊産婦医療費助成条例施行規則第3条の規定による登録を受けているものとみなす。ただし、高岡市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例(平成20年条例第12号)第6条の規定による改正後の高岡市妊産婦医療費助成条例(平成17年高岡市条例第121号)第3条第2号に該当するときは、この限りでない。

附 則(平成30年3月30日規則第25号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日規則第27号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(高岡市妊産婦医療費助成条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

4 第2条の規定による改正前の高岡市妊産婦医療費助成条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をしてなお使用することができる。

(高岡市妊産婦医療費助成条例施行規則の一部改正に伴う準備行為)

5 第2条の規定による改正後の高岡市妊産婦医療費助成条例施行規則(以下「新妊産婦医療費助成規則」という。)様式第2号の交付に関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、新妊産婦医療費助成規則の規定の例により行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の高岡市妊産婦医療費助成条例施行規則に定める様式による申請書は、当分の間、所要の調整をしてなお使用することができる。

様式第1号(第3条関係)

(表)

※登録番号		保険区分		
※決裁	受付		年 月 日	
	伺		年 月 日	
	決定		年 月 日	
	発行		年 月 日	
※受給資格証交付		要・否(理由)		
妊産婦医療費受給資格登録申請書				
妊産婦	個人番号			
	ふりがな			
	氏名	生年月日	年 月 日	
	住所			
	加入保険	保険種別		
	被保険者証記号番号			
	保険者名			
母子健康手帳交付番号		世帯主氏名		
生計維持者	住所			
	個人番号	続柄		
	氏名			
	児童手当の受給の有無		(有・無)	※有の場合、以下の欄は記入不要
	加入している年金等の年金手帳、組合員証又は加入者証の記号・番号		第 号	譲渡所得 有・無
			扶養親族等及び児童の数 人 うち同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。)及び老人扶養親族の合計数 人	
	被用者又は公務員であるか否かの別	ア 被用者又は公務員 イ 被用者等でない者	所得の状況	年分所得額 円
	※審査	年分所得の合計額		円
	控除	雑損控除額 円		医療費控除額 円
		障害者控除額(障 人・特障 人)		小規模企業共済等掛金控除額 円
		円		寡婦・寡夫・勤労学生控除額 円
		児童手当法施行令第3条第1項による控除 円		円
	控除後の所得額 円		所得制限限度額 円	円
	妊娠月数	妊娠 ヶ月 (産後 日)		
	病名	年 月 日		
所在地		医療機関 氏名 ㊦		
高岡市長 あて				
上記の通り妊産婦医療費受給資格登録(変更)の申請をします。 高岡市が必要な税情報の公簿等の確認を行うことに同意します。 年 月 日 住 所 高岡市 申請者 氏名 電話番号				
高岡市長 あて				

医療機関は、太わく内を記入してください。医療機関の診断を受けた月内に申請してください。申請が遅れた場合は助成を受けられない月が発生する場合があります。※欄は市役所で記入します。

(裏)

※ 給付台帳				助成の対象 となる期間	自 年 月 日	至 年 月 日
入 通 院	支払月別	医療費 総 額	社会保険 等負担分	公費負担 その他の分	差 引 助成額	備 考
通 院	年 月分	円	円	円	円	
	年 月分					
	年 月分					
	年 月分					
	年 月分					
	年 月分					
	年 月分					
	年 月分					
	年 月分					
	年 月分					
	年 月分					
	年 月分					
入 院	年 月分					
	年 月分					
	年 月分					
	年 月分					
	年 月分					
	年 月分					
	年 月分					
	年 月分					
	年 月分					
	年 月分					
年 月分						
記 事						

様式第2号(第5条関係)

(表)
妊産婦医療費受給資格証

公費負担者番号									
受給者番号									
妊産婦	氏名								
	住所								
有効期間	自	年	月	日					
	富山県高岡市長				印				
有効期間	至	(出産した月の翌月の末日)							
	(年 月 日)		富山県高岡市長		印				
病名									

※この証は妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血(10g/dl以下)、産科出血、心疾患及び切迫早産の治療をするときのみ有効です。

(裏)
注 意 事 項

- 1 この証は、高岡市妊産婦医療費助成条例により助成を受けることのできる証ですから、大切に保管してください。
- 2 この証は、保険診療のみ適用されます。
- 3 この証は、診療を受けるとき、健康保険証と一緒に病院等の窓口に出してください。
- 4 次のことが生じたときは、必ず市役所に届け出てください。
 - (1) 受給資格者が住所を変更したとき、又は加入の健康保険証等に変更があったとき。
 - (2) 受給資格者が生活保護法による保護を受けることになったとき。
 - (3) 受給資格者が死亡したとき。
 - (4) 受給資格証をなくしたとき。
- 5 出産(流・死産を含む。)した場合は、出産届(流・死産の医師証明書)とともにこの証を市役所に提出し、有効期間の終期年月の確認を受けてください。
- 6 県外の病院等で治療を受けた場合は、お金を支払い領収書(レシートは不可)をもらってください。その後、市役所へ領収書を提出し、還付の手続きをとってください。
- 7 有効期間が終了した後は、この証を市役所へ返してください。

様式第4号(第8条関係)

妊産婦医療費(療養費払)助成申請書 [入院・入院外]						
高岡市長 あて					年 月 日	
申請者 住所 高岡市						
氏名						
電話番号						
下記のとおり妊産婦医療費の助成を申請します。なお、下記の口座に振り込んでください。						
受給資格番号		加入 保険	被保険者証 記号・番号			
妊産婦氏名			保険種別			
			保険者名			
保険診療領収証明書(通院)						
妊産婦氏名		診療月・日数		年 月分(日間)		
病名		妊娠月数	妊娠 ヵ月・産後	1ヵ月以内 2ヵ月以内		
保険診療合計点数	点	社会保険等負担点数	点	公費負担額	円	
一部負担金額収額		円 (左記金額には保険診療以外は含まれていません。)				
上記のとおり領収したことを証明します。						
年 月 日						
医療機関等の所在地名称						
開設者氏名 ㊞						
※ 助成 内訳	保険診療 合計金額		控 除 額			交付決定額
	円		社会保険等負担分	公費負担その他の分	計	
			円	円	円	円
振 込 先	口座振替 指定金融機関					
	指 定 口 座	1 普通	2 当座	口座番号(右詰めで記入)		
	フリガナ					
	口座名義(申請者のもの)					
(注) 1 この用紙は、病院等に診療金額をいったん支払い、その後で市長から助成を受ける場合に 使います。(県外の病院等の場合) 2 申請は、診療月ごと、入院・通院の別に行ってください。 3 病院等でもらった領収書を紛失した場合には、病院等で太枠欄に記載してもらってくだ さい。 (なお、病院等での記載に際し、別に費用がかかることがありますので事前に確認してくだ さい。) 4 妊娠月数は、診療した月の初日の月数を記入してください。 5 ※欄は、市で記入します。						

様式第5号(第12条関係)

受給資格証再交付申請書

年 月 日

高岡市長 あて

申請者 住 所 高岡市
氏 名
電話番号

受給資格証を {紛失 / 破損} したので、再交付を申請します。

対象者	氏 名		生年 月日	年 月 日
	住 所	高岡市		
加入保険	被保険者名		対象者との続柄	
	記号番号		保険者番号	
	種 類			
※	受給資格番号			

※ 健康保険証等のコピーをつけてください。

受付	交付

様式第 1 号(第 3 条関係)

様式第 2 号(第 5 条関係)

様式第 3 号 削除

様式第 4 号(第 8 条関係)

様式第 5 号(第12条関係)